

年末調整で精算する際の源泉徴収簿の記載例

【設例】

自動車を使用して通勤している従業員（通勤距離が片道 50km）に、毎月、給料 300,000 円、通勤手当 26,000 円を支給している場合

- 平成 26 年 1 月から 10 月（改正前の非課税限度額 24,500 円を適用）
各月の総支給金額・・・301,500 円（300,000 円（給料）+1,500 円（課税される通勤手当））
- 平成 26 年 11 月及び 12 月（改正後の非課税限度額 28,000 円を適用）
各月の総支給金額・・・300,000 円（300,000 円（給料）+0 円（課税される通勤手当））

【解説】

- 所得税法施行令の一部を改正する政令が平成 26 年 10 月 20 日に施行され、平成 26 年 4 月以後支払われるべき通勤手当の非課税限度額が引き上げられました（自動車などの交通用具使用で通勤距離が片道 50km の場合、非課税限度額は 24,500 円から 28,000 円に引き上げられています。）。
- 上記設例の場合、政令施行日（10/20）前までに既に支給された通勤手当（平成 26 年 10 月分まで）について、改正前の非課税限度額を適用し、各月の課税される通勤手当を 1,500 円と計算していますが、今回の改正により、平成 26 年 4 月以後支払われるべき通勤手当の非課税限度額が引き上げられたことから、平成 26 年 4 月から 10 月までの 7 か月間に支給された通勤手当のうち、課税扱いとしていた通勤手当 10,500 円（1,500 円×7 か月）は非課税となります。
- したがって、この課税扱いとしていた通勤手当 10,500 円は、「非課税となる通勤手当」として総支給金額から差し引き、年末調整で精算することになります（下記の記載例を参照。）。

■源泉徴収簿の記載例

甲 乙 欄		所 属 区	職 名	住 所	氏 名	整理番号						
		〇 〇	〇 〇	東京都千代田区霞が関〇-〇-〇	国税 太郎							
区 分	月 日	支 給 総支給金額	社会保険料等	社会保険料等控除後の給与等の金額	扶養親族等の数	算出税額	年末調整による過不足税額	差 引 徴収税額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額	同上の税額につき還付又は徴収した月区分	控除額	徴収額
1	1.16	301,500	42,142	259,358	1	5,240		5,240				
2	2.17	301,500	42,142	259,358	1	5,240		5,240				
3	3.17	301,500	42,142	259,358	1	5,240		5,240				
4	4.16	301,500	42,142	259,358	1	5,240		5,240				
5	5.16	301,500	42,142	259,358	1	5,240		5,240				
6	6.16	301,500	42,142	259,358	1	5,240		5,240				
7	7.16	301,500	42,142	259,358	1	5,240		5,240				
8	8.15	301,500	42,142	259,358	1	5,240		5,240				
9	9.16	301,500	42,142	259,358	1	5,240		5,240				
10	10.16	301,500	42,142	259,358	1	5,240		5,240				
11	11.17	300,000	42,142	257,858	1	5,240		5,240				
12	12.16	300,000	42,142	257,858	1	5,240		5,240				
計		3,615,000	507,283	3,107,717		57,640		17,552				
6	6.30	500,000	70,225	429,775	1	17,552		17,552				
12	12.10	550,000	78,225	471,775	1	17,552		17,552				
計		1,050,000	148,445	901,555		36,819						

平成 26 年 1 月～3 月
改正前の非課税限度額を適用
⇒年末調整で精算不要（改正後の非課税限度額は不適用）

平成 26 年 4 月～10 月
改正前の非課税限度額を適用
⇒年末調整で精算必要（改正後の非課税限度額が過ぎ、適用される）

平成 26 年 11 月～12 月
改正後の非課税限度額を適用
⇒年末調整で精算不要

「非課税となる通勤手当
10,500 円（1,500 円×7 か月）」
と記載

(総支給金額①) 非課税となる通勤手当 (給料・手当等①)
3,615,000 円 - 10,500 円 (1,500 円×7 か月) = 3,604,500 円

※この様式は、平成 25 年 9 月 1 日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成してあります。